

生鮮食料品流通情報データ通信システムの業務・システム見直し方針について

平成17年6月30日
行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、下記のとおり、生鮮食料品流通情報データ通信システムの業務・システム見直し方針を定める。

記

農林水産省は、本見直し方針を踏まえ、生鮮食料品流通情報データ通信システム（以下「流通情報システム」という。）について必要な見直しを行い、業務・システムの最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

- (1) 生鮮食料品流通情報調査（以下「流通情報調査」という。）業務は、卸売市場の市況等の流通情報を収集し、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生産、流通及び消費の円滑化・合理化に寄与するとともに、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として、農林水産省統計部が実施している。

この調査業務は、卸売市場における青果物市況情報[毎日・青果物卸売会社]、青果物日別取扱高統計[毎日・青果物卸売会社]、食肉（豚・牛）市況情報（概報・確報）[毎日・食肉卸売市場]、と畜情報[毎日・と畜場]、食鳥市況情報[毎日・食鳥卸売事業所]、鶏卵市況情報[毎日・鶏卵市場]、青果物に関するマーケット・レポート（卸売市場情報）[毎日・卸売会社等]及びマーケット・レポート（小売業情報）[毎旬・小売業]に係る業務である。

流通情報調査で使用する流通情報システムは、農林水産本省及び地方統計組織（50箇所）、青果物市況情報等の収集対象卸売会社（91社）及び普及利用事業者と農林水産省生鮮食料品流通情報データ通信システム電子計算センターとを通信回線網で接続したオンラインシステムである。

- (2) 流通情報調査及び流通情報システムの現状と課題に即し、本方針における見直しの対象範囲は、流通情報システムに係る以下の から の業務及び から のサブシステムとする。

流通情報調査の業務設計・システム設計・調査公表後の評価

流通情報の収集・集計・編集・公表

これらの業務を処理する流通情報システムの運用・保守

食肉卸売市場からFAX、電話で収集した畜産市況情報等を地方統計・情報センターから収集するシステム

青果物卸売会社からの流通情報や気象情報サイトより気象データを収集するシステム

収集情報の編集・蓄積及び編集情報のホストへの送信を行うシステム

各種公表・閲覧データを省内関係者、農林水産省ホームページ、普及利用事業者へ提供するシステム

第2 最適化の基本理念

業務・システム最適化の目的は、「行政の効率化・合理化」と「質の高い行政サービスの提供」の実現にあるが、流通情報システムの業務・システムが生鮮食料品の需給均衡と価格の安定及び生鮮食料品の流通の合理化に必要不可欠な業務・システムであることを踏まえ、次の事項を基本理念とし、最適化を図ることとする。

- (1) 流通情報の効率的な収集・編集・公表及び施策部局への情報提供機能の維持・向上
- (2) 生鮮食料品流通情報の提供事業者等の負担軽減と情報収集基盤の強化
- (3) データ通信サービス契約の見直しと現行システムの刷新による経費削減
- (4) 民間事業者への業務委託推進による国としての事務・事業の減量・効率化
- (5) 国民への情報発信機能の維持・向上

第3 業務・システムの現状と課題

1 流通情報調査業務の発足の背景とその後の推移

- (1) 流通情報調査業務は、国民生活と農業経営の両面において重要な生鮮食料品の需給均衡と価格安定を目的として、合理的な価格形成に資する生産、流通、価格等の情報を迅速に伝達するために、昭和43年4月から青果物及び畜産物に係る日々の市況情報等の収集・公表を開始したものである。
- (2) 発足以降、その時々ニーズを踏まえつつ情報内容の改善等を適宜行い、また行政の簡素合理化や国と民間団体との役割分担の適正化の一環として、平成2年10月からは、利用者への情報の提供業務については民間団体が実施している。

また、流通情報システムについては、情報処理・通信技術の進展を踏まえ、より効率的・効果的なシステムへの改善を目的として6年～8年ごとに更改を実施しており、平成15年4月からは現在の流通情報システムを運用している。

2 当該業務・システムを取り巻く状況と課題

- (1) 生鮮食料品を巡る環境変化に対応した効率的な流通情報の提供

ア 生鮮食料品の指標価格は依然として卸売市場における取引において形成されているのが実態である。しかしながら、近年においては、農産加工品や生鮮食料品の輸入量の増加、産地と販売事業者間の直接取引等による市場外流通量が増加する傾向にある。

他方、生産者や卸売市場、卸売事業者等における情報化の進展により、市場関係機関におけるホームページでの情報公開が増加・充実してきたこと等により、本流通情報システムで公表している一部の情報に関しては利活用状況が低下する傾向がみられる。

イ また、主として生鮮食料品に係るトレーサビリティ・システムの開発と「牛海綿状脳症対策特別措置法」や「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」などの関連法の制定・施行等により、国の施策としての生鮮食料品全体の品質管理の向上が図られようとしている状況にある。

ウ 現行流通情報システムについては、農林水産省内の施策部局でも使用可能となっているものの、システムの運用時間、データベースへの蓄積期間（現在は過去3年分のデータ蓄積）等が限定されるなど、利用施策部局における野菜の緊急需給調整やセーフガード（緊急輸入制限措置）などの喫緊の要請に十分対応できていない状況にある。

エ このような現状を踏まえ、本業務・システムの本来の役割である、生鮮食料品の需給均衡と価格安定を目的とする情報の収集・編集・公表を行うため、現行業務内容の見直しと現行流通情報システムの機能の見直しによる利便性・効率性の向上を図ることとする。また、本流通情報調査が調査・公表する情報の範囲等を含めた業務内容を継続的に見直すような体制・機能、並びに、見直しの結果をより迅速かつ効率的に反映できるシステムに更改することが必要である。

(2) 卸売市場の情報化進展に対応した情報収集基盤強化による情報提供者の負担の軽減

ア 卸売市場での電子化は徐々に進展しており、青果物の流通業界における主要な取引システムには、インターネット技術を利用したEDIシステム（電子取引システム）も運用され始めている状況にある。

イ しかしながら、現行流通情報システムは、情報提供事業者からのデータ取得については、現在も専用入力端末が使われており、一部の情報提供事業者からは設置場所の保持や入力操作等の煩雑性が指摘されている。

ウ このため、本流通情報業務の基盤をなす、情報提供者からの情報収集を円滑に行うためには、情報提供事業者の負担軽減に配慮し、情報提供への協力を確保するために、卸売市場の電子化等を見据えたシステム構築が必要である。

(3) 現行システムの刷新による運用コストの削減と利便性の向上

ア 現行の流通情報システムはホストコンピュータを中心とした、開発当初の古い通信電文形式を処理単位とするデータ処理方式が継承されており、データの入力・修

正・編集等の処理に関しても操作性・効率性が悪く、また処理機能の変更・改善に係るプログラム修正には高額のコストと期間を要する結果となっている。

イ また、現行流通情報システムは、データ通信サービス契約により運用しているシステムであり、その契約形態に伴う問題点が指摘されている。

ウ 本見直し作業の中で、現行の流通情報システムに係るコスト分析を行った結果、同システムをオープン化（特定業者に依存しないシステムに刷新することをいう。以下同じ。）することや、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）等により、効率化及び運用経費の削減が可能であることが確認されているため、契約形態の見直しとシステムの刷新を行う必要がある。

(4) 事務・事業の民間委託推進による減量・効率化の実現

ア 国の事務・事業については、その減量・効率化のために、民間委託の推進が強く求められている状況にある。

イ このため、利用者への情報提供に関しては、民間事業者が担ってきたが、更なる民間事業者への業務委託の推進のため、民間委託可能な業務の範囲について検討する必要がある。

(5) 国民ニーズの把握と情報発信機能の充実

ア 国民の食の安全・安心に対する関心の高まりは生鮮食料品に対する購買動向の変化としても現れることとなり、このことが生鮮食料品の需給均衡と価格安定に大きな影響を与えている現状にある。

イ また、生鮮食料品の需給と価格の動向を迅速かつ正確に把握したいという国民のニーズは益々高まっており、本流通情報システムにより日々の市況等の流通情報が安定的かつ迅速に公表・提供されることが、一層の重要性を増している。

ウ 他方、国民の食のニーズの多様化により、本流通情報システムが調査対象とすべき品目の増減への対応等が、より柔軟かつ効率的に行えることが必要になっている。

エ このように、生鮮食料品流通情報に対するニーズが多様化している現状において、そのニーズの的確な把握に努める制度や機能等を検討するとともに、卸売市場をはじめとする流通環境の変化や国民の食の安全・安心に対する関心の高まりなど、流通情報調査を取り巻く環境の変化に対する本業務・システムの対応の可能性について検討する必要がある。

第4 見直し方針

電子政府構築計画及び最適化の基本理念を踏まえ、以下の観点で業務・システムについて必要な見直しを行うものとする。

1 効率的な流通情報の収集・編集・公表及び施策部局への情報提供機能の維持・向上

(1) 調査対象とする流通情報の収集・公表範囲を見直す。

マーケット・レポート（卸売市場情報）や食肉市況情報（概報）については、利用

状況が低下したり、インターネット等を通じて類似の情報が容易に入手可能となるなどのことから、廃止する方向で効率化を図る。

- (2) 利用者の利便性の向上を図るため、システム運用時間の終日化及びデータベースの収集情報の蓄積量・蓄積期間の拡充を図る。
- (3) 牛の個体識別情報管理等、食の安全・安心に係る他システムの整備状況を踏まえ、これに関連づけた市場流通情報の可能性を検討し、システムの連携が図られる基盤とするよう考慮する。
- (4) 公表する流通情報に関する利活用状況等を定期的に把握し、見直すための機能（モニタリング機能）により継続的な業務改善を可能とする。

2 生鮮食料品流通情報の提供事業者等の負担軽減を含めた情報収集基盤の強化

- (1) 流通情報の提供事業者等における情報化進展動向に合わせた多様な情報収集・入力機能の拡張を検討する。

具体的には、

青果物の生産・卸売業界における主要なEDIシステムである「ベジフルネット」、
「青果ネット」等から流通情報を集約収集する方向で政策的・技術的な実現可能性を調査・検討する。

専用端末の廃止も含め、インターネット環境下での極力容易な情報入力機能を提供することにより効率化を図る。

- (2) 情報提供事業者に対する還元措置（主に種々の有用情報の還元等）を充実する。

3 データ通信サービス契約の見直しを含めた現行システムの刷新による経費の削減

- (1) データ通信サービス契約については、適切な見直しを図る。
- (2) システムのオープン化、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）により、将来的な技術選択や運用選択の幅を広げると同時に、調達経費や運用経費の削減を図る。
- (3) 現行の通信電文単位のデータ処理方式から技術動向を踏まえた最良のデータ処理方式に刷新・再構築することにより、情報収集機能や編集機能の機能性や操作性を高め、作業経費の削減を図ると同時に、将来的なシステム機能の改善に係る柔軟性と経済性の確保を目指す。
- (4) 上記2のEDIシステムからの情報集約収集の実現検討を含め、情報提供事業者における情報入力環境（端末機器・ソフトウェア等）についても、インターネット環境を基盤とする情報収集方式に統合・集約することにより、専用入力端末の廃止等、運用経費の削減を図る。
- (5) 公表機能に関しては、府省共通業務・システムである統計調査等業務の最適化の状況を踏まえながらシステム開発・運用経費の削減を検討する。

4 民間事業者への業務委託推進による国としての事務・事業の減量・効率化

これまでも民間事業者に委託してきた情報の提供業務やシステムの運用・保守等の業務以外に、流通情報の収集に係る業務についても民間事業者への委託を推進する。

具体的には、

畜産物の流通情報の収集（聞き取りによる情報収集）及び流通情報システムへの入力に係る業務

青果物の流通情報（情報提供者からの入力情報）の定刻までの収集確認・督促に係る業務

上記業務内容に係る農林水産省への報告

等の業務を委託することとする。

5 国民への情報発信機能の維持・向上

情報提供事業の委託先民間事業者と協力し、情報の利活用者のニーズに対するサービスレベルを向上する。

具体的には、

委託先民間事業者において、アンケートや懇談会等により、定期的に流通情報の利活用者の声（ニーズ）を収集・分析し、その対応に努めるように指導・助言する。

上記に係る対応の報告を受け、利用者にとって有益と思われる事項で、政策的にも必要と判断されるものについては、流通情報システムの改善等によって対処することを検討する。

等の取り組みを通じて、国民への情報受発信機能の維持・向上に係る継続的な見直しを行う。

6 その他

上記の他、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」（2005年（平成17年）2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」及び「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）における各府省の個別の業務・システムに関する方針を踏まえ、必要な見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、農林水産省は、平成17年度末までのできる限り早期に生鮮食料品流通情報データ通信システムの業務・システム最適化計画を策定する。